

# 高知県農福連携支援調整会議設置要綱

## (目的)

第1条 障害や生きづらさを抱えた方々の農業分野での就労を支援するため、高知県農福連携支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置し、効果的な農福連携推進施策についての検討等を行うとともに、農福連携支援会議（以下「プラットフォーム」という。）の設置を促すことにより、本県の農福連携を推進することを目的とする。

## (活動内容)

第2条 調整会議は、次に掲げる活動を実施する。

- (1) 農福連携推進施策の検討に関すること。
- (2) 県内の農福連携の取り組み状況の把握及び情報共有に関すること。
- (3) 各プラットフォームにおける課題への対応及び助言に関すること。
- (4) 農福連携の推進に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この調整会議の目的達成に必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 調整会議は、別表に掲げる関係団体及び関係行政機関（以下「構成団体」という。）をもって構成する。

2 委員は、構成団体から選出された者をもって充てる。

## (議長)

第4条 調整会議に議長を置き、高知県子ども・福祉政策部副部長をもって充てる。

2 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 調整会議は、議長が必要の都度招集し、これを主宰する。

2 議長は、必要があると認めるときは、調整会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により調整会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。

3 第1項の代理者は、委員とみなす。

## (庶務)

第7条 調整会議の庶務は、高知県子ども・福祉政策部障害保健支援課において処理する。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、調整会議における合議により別に定める。

## 附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(別 表)

高知県農福連携支援調整会議

分 野	所 属
農業関係	高知県農業協同組合
	高知市農業協同組合
	高知県農業会議
	いわた農園
福祉関係	高知市社会福祉協議会
	就労サポートセンターかみまち
	障害者就業・生活支援センターポラリス
	地域活動支援センター香美
	就労継続支援B型スウェル
プラットフォーム	安芸市農福連携研究会
	室戸市障害者自立支援協議会就労支援部会
	南国市農福連携研究会
	れいほく地区障害者自立支援協議会就労支援部会
	土佐市農業労働力確保PT農福連携部会
	いの町農福連携研究会
	高知市農福連携研究会
	須崎市自立支援協議会就労支援部会
	四万十町農福連携推進協議会
	幡多地域農福連携協議会
行政関係	高知労働局
	高知県農業振興部
	高知県子ども・福祉政策部